保護者用

学校では、生徒がタブレット端末を安全に学習に活用できるよう、本ルールに沿った指導を 行います。内容を確認し、ルールを守った活用ができるよう、家庭でも指導してください。

# 「タブレット端末活用のルール」

呉市立呉中央中学校

タブレット端末は、授業や家庭学習のために、呉市から皆さんに貸し出されたものです。 タブレット端末は便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。そこで、皆さんが安心・安全に活用できるよう、「タブレット端末活用のルール」を定めました。このルールを守り、タブレット端末をみなさんの学びに役立てましょう。

#### 【目的】

タブレット端末は、授業と家庭学習のために使うことが目的です。 学習活動に関わること以外の目的で使ってはいけません。

## 1 タブレット端末の使用について

- (1) タブレット端末は、明るい場所で、よい姿勢で使用しましょう。
- (2) 長時間にわたって継続して画面を見ないよう,30分に一度は,画面から目を離して,できるだけ遠くを見るなどして目を休めましょう。
- (3) 就寝1時間前からは利用を控えましょう。(23時から5時はインターネットの接続制限をかけています。)
- (4) タブレット端末を使う時は、破損させたり、紛失したりしないよう注意しましょう。
  - 手を清潔にして触る。
  - ・画面には、指か専用のタッチペンで触れる。
  - ・周りに食べ物や飲み物を置かない(水筒や濡れた衣服にも注意)。
  - ・持ったまま走ったり、床や地面に置いたりしない。
  - ・登下校中は通学カバンに入れる。通学カバンの底に入れたり,通学カバンの下に置いたりしない。また,無理に詰め込まない。
  - ・直射日光が当たる場所や、ストーブの側等、高温になる場所に置かない。また、水を 使う場所や、湿度の高い場所に置かない。
  - 磁石を近づけない。
  - ・充電する時、充電ケーブルの抜き差しは丁寧に行う。
- (5) タブレット端末やカバーに落書きをしたり、私的なものを貼り付けたりしてはいけません。
- (6) タブレット端末のシステムを変えようとしたり、制限を外そうとしたりしてはいけません。
- (7) 学校でタブレット端末を破損させたり、紛失したりした場合は、直ちに先生に申し出ましょう。
- (8) 家庭でタブレット端末を破損させた場合は、直接修理に出さず、保護者を通じて速やかに先生に報告しましょう。

## 【こんなことをすると壊れます】

- ・落下・画面への強い衝撃
- ・水漏れ・踏みつけ
- ・充電ケーブルに足がかかる
- ペットが充電ケーブルを噛む
- ・ 通学カバンへの無理な詰め込み (曲がり)

#### 2 個人情報や著作権の保護について

- (1) タブレット端末の貸し借りをしてはいけません。
- (2) 先生の許可無く他人のタブレット端末を触ってはいけません。
- (3) アカウント情報(IDやパスコード及びパスワード)は自分のタブレット端末を安全に使うために大切なものです。他人に教えたり、インターネット上に公開したり、許可無く変更したりしてはいけません。
- (4) 画面をのぞき込む等して、他人のアカウント情報を盗み見てはいけません。
- (5) タブレット端末やクラウドに保存してある他人のデータを許可なく変更したり、削除したりしてはいけません。

- (6) 学校から自分に与えられたものではないアカウントを使用してはいけません。
- (7) 他人のアカウント情報を使ってログインする「なりすまし」をしてはいけません。
- (8) アカウント情報は、忘れたり、紛失したりしないよう、自分で管理しましょう。
- (9) パスコードを忘れた場合は、学校に連絡しましょう。何度も入力間違いをしたり、入力画面で強制的に電源を切ったりした場合、初期化が必要になり、保存データが消えてしまいます。

## 3 カメラ機能の使用について

- (1) カメラ機能は、先生からの指示があった時にのみ使用しましょう。
- (2) 無断で他人の写真や動画を撮影したり、加工したりしてはいけません。
- (3) 他人を撮影する時は、撮影する前に相手にきちんと伝えましょう。
- (4) 撮影された相手が嫌な思いをするものであれば、本人の目の前で撮影した画像や動画を削除しましょう。
- (5) みだりに他人にカメラを向けるなど、疑わしいことをしてはいけません。

## 4 インターネットの利用について

- (1) 学習に関係のないサイトの閲覧や利用(写真・動画のダウンロードや配信), SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)への書き込みをしてはいけません。
  - ※インターネットの接続記録が残るため、学校や教育委員会は、あなたがどのようなサイトにアクセスしたかを把握することができます。
  - ※インターネット上に不適切なデータを公開した場合,完全に削除することはできないため、肖像権の侵害や名誉毀損などにつながります。
- (2) インターネットの閲覧には制限がかけられていますが、万が一怪しいサイトに入ってしまった時は、すぐに先生や保護者に知らせましょう。

### 5 学校での使用について

- (1) 授業中の使い方は、先生の指示に従いましょう。
- (2) タブレット端末は、毎日学校に持参しましょう。
- (3) 授業以外の時間は、先生の指示が無い限り使用してはいけません。学校で決められた場所に保管しましょう。
- (4) 移動教室のためにタブレット端末を持ち運ぶ場合は、置き忘れや破損に注意し、先生の指示があるまで使用してはいけません。

#### 6 自宅での使用について

- (1) 使う場所,保管する場所,使用時間について,保護者と話し合って決めましょう。 ※1-(1)~(4)を参照
- (2) 自宅では、次の目的でタブレット端末を使用しましょう。
  - ・学校から出された課題に取り組む。
  - ・学校から配信されたお知らせ等を、保護者に見せる(保護者アンケート等を含む)。
  - ・学校で認められた範囲内で、自主的に学習する。
- (3) インターネットの使用については、保護者の許可を得た使い方をしましょう(使い方によっては、家庭で契約している通信容量を超えてしまう場合があります)。
- (4) タブレット端末を持ち帰った時は、家庭で充電しましょう。
- ※「タブレット端末活用のルール」を守れない場合は、使用を制限することがあります。
- ※学校での学習利用時に破損した場合の修理費は、基本的には呉市教育委員会が負担します。 ただし、学校管理下であっても故意又は過失による破損・故障の場合や、登下校中・家庭 における破損・故障・紛失などの場合は、家庭に費用を求めます(状況によっては4万円 弱かかります)。
- ※広島県PTA連合会小・中学校保障制度等、御加入の保険によっては、タブレット端末の 修理費の保障が受けられるものもありますので、御確認ください。
- ※タブレット端末カバー及び画面保護フィルムについて、自費で交換したい場合は、学校に 御相談ください。